

知事意見

「(仮称)日野カントリークラブ太陽光発電所環境影響評価方法書」に対する意見 について

令和7年12月15日

1 大気環境

- (1) 方法書4-3ページ表4.2-1「環境影響評価項目の選定」について、太陽光発電設備については、パワーコンディショナー等から騒音や低周波騒音が発生するため、「大気環境」、「騒音・振動」のうち「騒音」及び「低周波音」について、「供用による影響(施設の稼働)」に○×等を記載するとともに、その理由を方法書4-4ページ表4.2-2「環境影響評価項目の選定する又は選定しない理由」に記載すること。また、予測を行うこととする場合には、第5章「調査、予測及び評価の手法」に追加すること。

2 水環境

- (1) 方法書3-15ページ図3.2-3「水象の状況及び水質調査地点位置図」について、本事業の整備工事による鮎川及び支流への水質への影響が心配されるため、具体的な対策を記載すること。
- (2) 鮎川において、計画地下流に農業用水の取水堰があるため、計画地からの排水について、環境基準を遵守すること。
- (3) 造成に伴い雨水流出量が増加すると考えられることから、排水先の河川への負担が生じないように必要な流出増対策について河川管理者と協議の上、決定すること。また、工事や計画地からの排水について、計画地の近隣農地に影響が出ないように計画すること。

3 地盤環境

- (1) 計画予定地に砂防三法(砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号))の指定の有無を明示し、指定がある場合は、計画地との位置関係について、方法書3-25ページ「3.2.3 地盤環境」等に明瞭に確認できる図面で明示すること。
- (2) 計画地付近に土砂災害警戒区域(箕輪地すべり、鹿島地すべり)が存在し、特に箕輪地すべりについては、計画予定地に重なっている可能性がある。そのため、土砂災害警戒区域が計画地に重なるか確認し、方法書3-25ページ「3.2.3 地盤環境」等に明瞭に確認できる図面で明示すること。また、土砂災害警戒区域内の開発行為に制限はないが、計画予定地が土砂災害警戒区域に重なっている可能性があることから、土砂災害警戒区域をなるべく避けるなど計画の見直しを検討すること。検討の上、土砂災害警戒区域を含む場合は、土砂災害の恐れがある区域であることを十分に認識し、土砂災害防止に留意すること。
- (3) 方法書5-28ページ「5.5地形・地質」について、計画地西側は結晶片岩からなり地すべりが起こりやすい土地であると考えられるため、調査手法は地形図、地質図、文献調査を主体とするのではなく、ボーリングや地表踏査を検討すること。

- (4) 方法書5-28ページ表5.5-2「調査方法（地形・地質）」について、「ハザードマップ等の資料を整理する」と記載があるが、計画地はかなり急斜面であり、集落の方に向かって、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域になっている区域があるため、藤岡市のハザードマップをよく確認すること。
- (5) 三波川の変成岩は水などが差すと急速に劣化することから、本計画地は水対策などが非常に重要であるため、調査・設計を慎重に行うこと。
- (6) 計画地周辺ではニホンジカによる植生被害によって、土壌が流出し根返りによる倒木が起きていることから、急傾斜地では土壌流出等が起こる可能性があることに留意すること。
- (7) 計画地には廃棄物が埋設されており、地質が不安定であるため、注意して設計すること。
- (8) 1時間に100mm等の豪雨が生じた場合、沢筋に土石流が起こる可能性が十分にあるため、30度以上の傾斜がある土地の開発は避けること。
- (9) 計画地南部と東部に位置する山岳形状である北側急斜面と西側急斜面について、土地の改変や樹木の伐採を行った場合、山体崩壊を招く危性険が十分にあると考えられる。近年多発する集中豪雨や台風等が当地に発生した場合を鑑みると、土石流が発生する可能性が極めて高いと考えられるため、留意すること。
- (10) 開発に伴う造成等で傾斜度30°以上かつ高さが5m以上の斜面が発生した場合には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に該当し、後に法指定される場合があるので留意すること。また、既に指定されている土砂災害警戒区域等の範囲も変更になる場合があるため、開発により土砂災害が発生しないよう土砂災害防止に配慮すること。
- (11) 詳細な造成計画が決まり次第、盛土規制法の許可の要否について、別途、県建築課盛土安全推進室あて相談すること。

4 生物環境

- (1) 方法書3-22ページ表3.2-24「注目すべき種一覧（魚類）」、方法書3-23ページ表3.2-25「注目すべき種一覧（底生生物）」及び方法書3-78ページ表3.2-50「指定文化財の状況」について、天然記念物であるヤリタナゴやホトケドジョウ、マツカサガイへの影響が懸念されるため、本事業による排水について十分配慮すること。
- (2) 方法書3-37ページ図3.2-7「現存植生図」について、計画において森林の伐採を伴うことが想定されるため、十分な植生調査を行い、精度の高い植生図を作成すること。
- (3) 方法書3-41ページ表3.2-32「既存文献調査資料（植物）」について、「藤岡市史自然目録編（昭和63年、藤岡市史編さん委員会）及び「藤岡市史自然編（平成元年、藤岡市史編さん委員会）」を既存文献資料に含めること。また、植物以外の分類群についても同様とすること。
- (4) 方法書3-42ページ表3-2-33「注目すべき種の選定基準（植物）」に記載の「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成26年12月22日条例第76号）」について、この法令で2年前に追加された種があるため、漏れのないようにすること。

- (5) 方法書3-78ページ表3.2-50「指定文化財の状況」の所在地欄について、カモシカをはじめとする11種の動物は、個体そのものが指定文化財であり、「動く文化財」である。関係者が施工中にカモシカに遭遇する可能性が高いため留意すること。
- (6) 方法書5-30ページ表5.6-2「調査方法（植物）」の植物相の調査方法について、目視確認では確実な同定ができない種も多いため、必要に応じて最小限の標本を採取して同定すること。
- (7) 方法書5-30ページ表5.6-2「調査方法（植物）」の植生の調査方法について、立地の状況によって変化する植物群落の調査にあたっては、コドラート（方形区）法は適切でないため、調査方法を検討すること。なお、植生調査は、Braun-Blanquet（1964）の植物社会学的方法に基づいて、相観的にまとまりのある植分を対象に、適切な範囲（面積）での調査を行う必要がある。さらに、植生調査資料（植生調査票）をもとに群落組成表・群落体系（植物群落目録）を作成した上で取りまとめを行うこと。
- (8) 方法書5-32ページ表5.6-5「調査期間等（植物）」について、植生の現地調査期間等に「1季（秋）」とあるが、植生調査に適するのは、夏季から9月中旬までであるため調査期間をよく検討すること。
- (9) 方法書5-45ページ表5.7-5「調査機関等（動物）」について、計画地は貴重な自然が残る地域のため、十分な調査を行うこととし、できるだけ多くの写真画像を記録すること。また、哺乳類の調査では無人カメラを使用するとあるが、鳥類も調査できるので活用すること。
- (10) 植物の「種」数の示し方について本文中や表の集計部分において、亜種・変種・品種・雑種など種内分類群も含めてカウントした数を含む場合も、それら種内分類群を含まない場合も、同様に「○種」と示しているが、このような場合、本来は『○種○亜種○変種○品種』などと記すべきである。少なくとも種内分類群が含まれていることがわかるような一文を入れること。なお、「○種類」という表現の仕方でもよい。
- (11) 太陽光発電は二酸化炭素を排出せずに発電できることが利点であるが、森林は二酸化炭素を出さないだけでなく吸収している。計画地は元々森林である場所であるため、その点をよく認識し、事前の調査を行った上で計画すること。

5 人と自然との触れ合い

- (1) 方法書2-4ページ「2.6土地利用計画」について、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、工事の一時中止、調査組織・調査期間の確保、費用負担など、工事と発掘調査の調整が難航することもあるため、事前に埋蔵文化財を把握しておくこと。
なお、埋蔵文化財の調査方法は以下のとおりである。
 - ①分布調査：現地を踏査し、土器・石器等を採集し、埋蔵文化財の有無を判断する。
 - ②試掘調査・確認調査：地面を部分的に掘削し、埋蔵文化財の有無を判断する。
- (2) 方法書3-72ページ「3.2.5人と自然との触れ合い（1）景観」について、景観資源の確保を十分検討すること。特に、関東ふれあいの道からの景観への影響について十分留意すること。また、展望点（道路沿い・集落）からの可視範囲図を添付し、反射光や眺望の影響を明示すること。
- (3) 方法書3-76ページ表3.2-49「主な自然との触れ合いの場の状況」について、関東ふれあいの道を計画区域から避けるよう修正すること。加えて、発電施設の間に自然林を配置するなどの開発と環境

保全の調和を図る必要があるため、境界を明確にすること。また、関東ふれあいの道の保全にあたり、群馬県自然環境課をはじめとする関係機関と協議を継続すること。

- (4) 方法書3-80～3-82ページ表3.2-51「埋蔵文化財の状況」及び方法書3-83ページ図3.2-16「埋蔵文化財の状況」について、太陽光パネル設置予定地内に、番号14「箕輪オオギノタイラ遺跡」と番号52「172包蔵地」が、方法書2-5～2-7ページの図2.6-1(1)～(3)「土地利用計画図」に記載のある道路拡幅工事範囲内に番号7「小柴屋敷跡」と番号45「164包蔵地」が、方法書2-11の図2.7-2「自営線計画図」に記載のある自営線工事範囲内に番号50「170包蔵地」がそれぞれ存在するが、落葉等で地表面が露出していない山林部分では未発見の埋蔵文化財が存在することもあるため、予め藤岡市文化財保護課に計画地内の埋蔵文化財の状況を確認すること。また、自営線工事箇所文化財が存在する可能性があるため、準備書において訂正すること。
- (5) 光害については環境影響評価項目に選定していないが、社会的に注目度の高い環境影響項目であるため、影響がないことを明確にするために評価項目に選定すること。
- (6) 地域を定めず、種として指定された天然記念物に遭遇・発見した場合、以下の事項に留意すること。
 - ①捕獲してはならない
 - ②脅かすことなく、やさしく見守る
 - ③死亡個体等を発見したときは、速やかに、藤岡市文化財担当課に連絡する
 - ④「地域を定めない」指定であるので、事業実施区域内に限定されない。事業実施区域外の関連業務（例えば各種事前調査・機材運搬・関係職員の通勤等）にも、同様の注意が必要である
 - ⑤これら留意事項について、事前調査関係者及び工事関係者に予め徹底すること
- (7) 太陽光パネルの設置等各工事において掘削を伴うことが判明した場合は、速やかに藤岡市文化財保護課と協議し、計画地内の埋蔵文化財（遺跡）の状況を把握すること。準備書にはその結果を明記するとともに、工事による切土・盛土の範囲を示す平面図と掘削の深さ、盛土の厚さがわかる断面図を併せて記載すること。

6 環境への負荷

- (1) 方法書2-11ページ図2.7-2「自営線計画図」の計画地西側に廃棄物の層が見受けられたため、地質調査を慎重に行うこと。また、廃棄物の処分方法については、県廃棄物・リサイクル課によく確認して進めること。